

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：令和 2年 8月25日（火）

担当課：環境農政部 生活環境保全課

件名：大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について

提出理由：大和市路上喫煙の防止に関する条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内容：

1. 背景

- 本市は、平成20年10月に、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全及び安心を確保し、快適な生活環境の保持に資することを目的として、「大和市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」という。）」を施行した。
- 条例に基づき、小中学校や駅周辺の道路等（道路のほか、駅前広場、公園などを含む）を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）とするとともに、特に人通りの多い大和駅、中央林間駅の周辺の道路等を路上喫煙重点禁止区域（以下「重点禁止区域」という。）と定め、路上喫煙の防止に努めてきた。
- こうした中、重点禁止区域における調査では路上喫煙の減少が確認されており、条例の制定には一定の効果が見られている。
- しかし、路上喫煙は完全にはなくなっておらず、禁止区域以外の路上喫煙に関しても市民から意見が寄せられている状況である。また、その内容については、受動喫煙に関するものも増えてきている。
- さらに、受動喫煙防止に関しては、平成30年7月に健康増進法が改正され、国及び地方公共団体が普及啓発等に努めることや、県が店舗等に対し指導及び助言をすることができることなどが定められた。
- これらの社会情勢や市民の意識の変化を踏まえ、受動喫煙防止を含めた路上喫煙防止対策の一層の推進を図っていくため、条例の内容を見直す必要がある。

2. 条例改正の考え方

- 路上喫煙の防止対策をより一層推進していくため、現在の対策を更に強化し、市内すべての道路等における喫煙を禁止するよう見直す。
- 路上喫煙の防止対策が、受動喫煙の減少にもつながる旨を目的に加える。
- なお、罰則について、適用範囲等の変更は行わない。（重点禁止区域のみ過料あり）

3. 条例改正の内容

(1) 目的の追加

- 路上喫煙の防止により、市民等の身体及び財産の安全及び安心を確保するという従来の目的を維持しつつ、新たに受動喫煙の機会を軽減させる旨を加える。

(2) 市内全域を路上喫煙禁止とする

- 市民等に対し、路上喫煙をしないよう努めることを求めている規定を、市域の全ての道路等において喫煙を禁止する規定に見直す。

(3) その他

- その他、必要となる所要の改正を行う。

4. 改正条例の公布・施行について

- 改正条例は新たな罰則を規定するものではないが、禁止区域を市内全域に拡大するため、公布後約3か月間の周知期間ののち、令和3年4月施行とする。

5. その他

- 改正条例の施行後は、「路上喫煙防止キャンペーン」等の環境農政部の啓発活動時に、健康福祉部作成のチラシ等で受動喫煙防止の普及啓発を併せて行うなど、両部の連携を強化していく。

経過

H20. 10 大和市路上喫煙の防止に関する条例施行
H30. 7 健康増進法の改正

今後の予定

R2. 10～ 審議会及び市民意見公募手続実施
R2. 12 改正条例の議会上程、公布
R3. 4 改正条例の施行